

平成 1 9 事業年度

〔 自 平成 1 9 年 4 月 1 日
至 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 〕

第 3 期

事業計画

首都高速道路株式会社

・ 高速道路株式会社法第 10 条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下「会社法」という。）第 10 条に基づき、高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第 11 条第 1 項で規定されている通り、資金計画及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画及び収支予算書も添付する。

平成 19 事業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約 2,400 億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約 2,246 億円の事業費を予定している。資金計画については、財政投融资（政府保証債）や自主調達（民間借入金）等により合計約 1,587 億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純利益は発生しない見込みである。

．事業計画

１．高速道路事業に係る事業計画

平成１９事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する首都高速中央環状新宿線等を継続実施するため、約１，４１５億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約１，２８６億円）を予定している。なお、本事業年度内の開通予定路線として、中央環状新宿線（４号線～５号線間）６．７ｋｍを予定している。また、本事業年度内の改築事業完成箇所として、有明辰巳ＪＣＴ間改良及び石川町出口（仮称）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約８３１億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成１９事業年度の事業計画は下記のとおりである。

（単位：億円）

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	首都高速中央環状新宿線など計５路線 ３５．７ｋｍの新設、都道高速湾岸線 （有明辰巳ＪＣＴ間改良）０．９ｋｍ などの改築	１，４１５
高速道路の維持、修繕、災害復旧 その他の管理	都道首都高速１号線など計３２路線 ２９３．５ｋｍの維持、修繕、災害復旧 その他の管理	８３１
高速道路株式会社法第五条第２項 に規定された以外的高速道路にお ける新設、改築		—
高速道路株式会社法第五条第２項 に規定された以外的高速道路にお ける維持、修繕、災害復旧等		—
合計Ａ（高速道路事業）		２，２４６

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

なお、上記以外に道路資産賃借料２，０３１億円の支出が存在する。

２．高速道路事業以外の関連事業等に係る事業計画

平成１９事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路のお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理を実施するため、約０．１億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約１３９億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、駐車場及び高架下施設事業等を展開するために約１５億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成１９事業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	都道首都高速１号線平和島パーキングエリア（上り線）など計６箇所のパーキングエリアの管理	０．１
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（ ）	首都高速中央環状新宿線の新設に関する受託事業「東京都市計画道路幹線街路環状第６号線整備事業における街路築造の委託に関する基本協定」に基づく受託工事ほか	１３９
高速道路株式会社法第五条第２項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	汐留駐車場など駐車場事業５箇所、都道首都高速２号線高架下施設事業４箇所	１５
合計Ｂ（高速道路事業以外）		１５３

合計（Ａ＋Ｂ）（全事業）		２，４００
--------------	--	-------

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

この中には、会社法第５条第５項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金を含む。

■ 資金計画書

平成19事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	合計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	2,689	2,689		
関連事業営業収入	155			155
SA・PA事業収入	0			0
その他の事業収入	16			16
受託事業収入	139			139
営業外収入	-	-		
(借入金等)				
社債・借入金	1,587	1,587	(1,479)	
政府保証債	204	204	(204)	
政府等からの無利子借入金	317	317	(317)	
機構からの無利子借入金	296	296	(296)	
財投機関債	100	100	(100)	
民間借入金	670	670	(562)	
前期繰越金	419	348	(165)	72
合 計	4,851	4,624	(1,643)	227
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	574	574		
道路維持費	252	252		
道路業務管理費	187	187		
一般管理費	135	135		
道路資産賃借料	2,031	2,031		
関連事業管理費	150			150
SA・PA事業管理費	0			0
その他の事業管理費	11			11
受託事業営業費	139			139
(資本的支出)				
高速道路新設・改築費	1,415	1,415	(1,405)	
新設・改築費	1,286	1,286	(1,276)	
一般管理費	83	83	(82)	
支払利息等	46	46	(46)	
高速道路修繕費	258	258	(84)	
修繕費	244	244	(79)	
一般管理費	13	13	(4)	
支払利息等	1	1	(1)	
関連事業建設費	4			4
SA・PA事業建設費	-			-
その他の事業建設費	4			4
社債等償還金	16	9		7
次期繰越金	405	338	(155)	66
合 計	4,851	4,624	(1,643)	227

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画であり、平成18年度末執行分(見込)を加味したものである。

前期繰越金には前年度の「道路資産賃借料」の未払金169億円を、次期繰越金には当年度の「道路資産賃借料」の未払金169億円を含む。

■ 収支予算書

平成19事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
・ 高速道路事業営業損益			
1 . 営業収益	4,397	4,397	
(1) 料金収入	2,561	2,561	
(2) その他収入	1,836	1,836	
・ 道路資産完成高	1,836	1,836	
2 . 営業費用	4,392	4,392	
(1) 道路資産賃借料	1,935	1,935	
(2) 道路資産完成原価	1,836	1,836	
(3) 管理費用	622	622	
・ 維持修繕費	240	240	
・ 管理業務費	178	178	
・ 一般管理費	117	117	
・ 租税公課	8	8	
・ 減価償却費	79	79	
(4) 引当金等	0	0	
高速道路事業営業利益	5	5	
・ 関連事業営業損益			
1 . 営業収益	45		45
(1) S A ・ P A 事業収入	0		0
(2) その他の事業収入	15		15
(3) 受託事業収入	30		30
2 . 営業費用	43		43
(1) S A ・ P A 事業費	0		0
(2) その他の事業費	14		14
(3) 受託事業費	30		30
関連事業営業利益	2		2
全事業営業利益	7	5	2
・ 営業外収益	0	0	0
・ 営業外費用	6	5	1
經常利益	1	0	1
・ 特別利益	0	0	0
・ 特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	1	0	1
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	0	0	0

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

本様式は、高速道路株式会社法第14条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣により定められた「高速道路等事業会計規則」第6条の別表第二第2号様式に示される「損益計算書」と異なる。また、第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。